

当館が収蔵するアメリカ統治時代の各種証明書（パスポート）について

岸本 弘人¹⁾

Passports issued during the United States Administration Period and stored in the Okinawa Prefectural Museum.

Hiroto KISHIMOTO¹⁾

1. はじめに

太平洋戦争後、沖縄は日本本土から切り離されてアメリカの統治下におかれた。日本復帰までの27年間で、米軍による出入国管理が行われ、住民が本土や外国へ行く際には米国民政府が発給する各種証明書（以下パスポートと記す）が必要であった。『世界大百科事典』平凡社によると、パスポート（旅券）とは、個人が外国を旅行する際に所持する公文書であり、所持人の国籍および身分を証明し、外国官憲または自国領事の保護と便宜の供与を受けるために不可欠のものであるとされている。

本稿は沖縄県立博物館・美術館が収蔵するアメリカ統治時代のパスポートについて紹介するものである。

2. 沖縄における渡航制限

当館が収蔵するアメリカ統治時代のパスポートについて記す前に、復帰前のアメリカによる渡航制限の概要について説明しておく。

1945年4月、沖縄に上陸したアメリカ軍が出したニミッツ布告により旧来の日本の法令は停止され、戦後しばらくまで沖縄への出入域は厳しく制限されていた。1949年8月には連合国最高司令部覚書により日本本土から沖縄への入域が一部認められるようになるが、沖縄から本土への渡航が可能となるのはその2ヶ月後の10月29日からであった。それも、「琉球列島又は占領軍の為になる場合」、「旅行申請を却下したら申請者が極度の困難若しくは肉体的苦勞を蒙ることが明らかなる場合」、「軍事機密上何らの不安を伴わないと決定される場合」などと規定さ

れ、一般の住民が気軽に旅行できる状況にはなく、実質的な本土渡航が可能になるのは1952年6月17日からであった。その後、1955年8月の布令第147号「琉球住民の日本旅行管理」により、パスポートの発給が不許可になった者は一応、民政副長官（後の高等弁務官）への異議申し立てができるようになった。1960年3月7日の改正第3号では、それまで費用と時間がかかるパスポートの申請を渡航のたびに行わなければならなかったものが、効力確認申請をすることで有効期間が4年間となった。なお、アメリカの沖縄統治を批判したり復帰運動に関わるなど、アメリカにとって好ましくない者がパスポートの申請をした場合には、発給をしないなど恣意的で不当な運用がなされていた。

3. 収蔵資料の概要

当館が収蔵するアメリカ統治時代に発給されたパスポートは計15点である。これらは大きく3つのタイプに分けられる。まず、琉球住民が日本本土へ渡る際に、琉球列島米国民政府が発給した「日本旅行証明書」（1点）および「日本渡航証明書」（6点）。次に、琉球住民が日本以外の外国へ渡る際に、亜米利加合衆国の名で琉球列島米国民政府が発給した「身分証明書」（3点）。さらに、日本国民がアメリカ統治下の沖縄へ渡る際に、日本政府が発給した「身分証明書」（5点）である。

(1) [日本旅行証明書]

当館が収蔵するアメリカ統治下におけるパスポート

1) 沖縄県立博物館・美術館 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち3-1-1.

Okinawa Prefectural Museum and Art Museum, Omoromachi 3-1-1, Naha City, Okinawa Prefecture 900-0006, Japan

トの中で、最も古いものは1953年10月28日に琉球列島米国民政府が発給した「日本旅行証明書」である。沖縄住民の本土渡航が実質的に可能になるのが1952年6月17日からであり、効力確認申請によって4年間有効になるのが1960年3月なので当該資料は初期のものである。

縦13cm、横20cmのクリーム色の厚紙を中央で2つに折り曲げていて、表紙には「UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION / OF THE RYUKYU ISLANDS / JAPAN TRAVEL DOCUMENT / 琉球列島 / 米国民政府 / 日本旅行証明書」と黒インクで印刷されている。パスポートを開くと右半分に「訳文」本証明書添付の写真及び説明事項に／該当する琉球居住者〇〇〇〇は／〇〇の目的で琉球より日本／への旅行を証明する／説明事項／本籍地〇〇〇〇／生年月日〇〇〇〇／出生地〇〇〇〇／職業〇〇〇〇／発行年月日〇〇〇〇／注意事項・本証の交付を受けた者が、本証の発行の日から六ヶ月／以内に琉球列島を出域しないときは、本証は効力を失う。」(〇〇は黒色ペンによる直筆)。と印刷されており、左半分には同じ内容の英文と証明写真が添付されている。裏表紙には「本証の交付を受けた者が琉球■■に帰島したとき本証は効力を失う。」とのスタンプが英文・日本語で押されている。その他は、琉球からの出域確認、所持金確認、横浜港での入域確認のスタンプがある。この時期のパスポートは1回の渡航に限り有効であるが、出入域確認のスタンプを押すスペースが少ないために、横浜からの出域確認、所持金確認、那覇での入域確認のスタンプが表紙にまで押されている。



写真1：日本旅行証明書（表）



写真2：日本旅行証明書（裏）

(2) [日本渡航証明書]

収蔵資料のうち6点は高等弁務官（琉球列島米国民政府）が発給した「日本渡航証明書」である。1965年と1967年に発給されたものが各2点、'68、'70年に発給されたものが各1点収蔵されている。縦15cm、横9cm。小豆色のハードカバー仕様で、40頁仕立てである。

表紙は「JAPAN TRAVEL DOCUMENT / United States Civil Administration / of the Ryukyu Islands / 日本渡航証明書 / 琉球列島 / 米国民政府」と金色の箔押しがされているが、その多くは退色しており判別しにくくなっている。

1ページ目には、発給番号と当該人物の日本旅行を許可する旨の英文、および米国民政府の担当者名入りのスタンプとサイン、発給年月日のスタンプがある。

2ページ目は、当該人物に関する本籍、生年月日、身体的特徴、同伴する子の氏名・生年月日、所持人自著を英文で記すページであるが、記載があるものは1点のみで、残りの5点は記載がなく、ページ全体に斜線が引かれている。

3ページ目には、1ページ目の内容の日本語訳文として「訳文本証明書添付の写真及び説明事項に／該当する琉球住民〇〇〇〇／は、日本へ旅行するものであること／を証明する。／〇〇〇〇年〇月〇日／琉球列島高等弁務官」と印刷されている。ただし、6点中1点は発給年月日が記されておらず、代わりに「この証明書は発行の日から4年間有効である。」

と記されている。

4 ページ目は、2 ページ目と同様に当該人物に関する情報が日本語で自著されている。

5 ページ目は、当該人物の上半身写真が添付されている。

6 ページ目は、英文、7 ページ目にはその日本語訳で次の様に印刷されている。

日本渡航証明書に関する注意

1. 本証明書の交付を受けた者は、所定の場所に署名しなければならない。
2. 本証明書は、名義人が本証明書の発行の日から〇カ年（月）内に琉球を出域しない場合には、その効力を失う。但し、数次往復用渡航証明書の場合はこの限りでない。
3. 本証明書は、効力の確認をうけなければ、名義人の帰島により無効となる。効力確認は、本証明書の発行の日から4年間回数に制限無くうけることができる。効力確認の申請は、数次往復用渡航証明書の場合を除き、旅行のたびに琉球政府出入管理庁にしなければならない。
4. 本証明書は、名義人が転籍、婚姻、養子縁組又はその他の事由により琉球の戸籍を失った場合には、その効力を失う。

注意事項2で、琉球から出域しなければならない期限を1カ年内としている資料が1点、6ヶ月以内としている資料が4点、残る1点は、上記注意事項の1と4のみが記載されており、琉球から出域しなければならない期限については記載がない。



写真3：日本渡航証明書（表紙）



写真4：日本渡航証明書（1ページ目）

(3) [身分証明書（亜米利加合衆国政府発行）]

収蔵資料のうち3点は亜米利加合衆国政府発行の「身分証明書」である。1966、'70、'71年に発給されたものが各1点収蔵されている。縦15cm、横9cm。紺色のハードカバー仕様で32ページ仕立てである。

表紙には「CERTIFICATE OF IDENTITY / issued in lieu of a Passport / UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION / OF THE RYUKYU ISLANDS / GOVERNMENT OF THE UNITED STATES OF AMERICA / 身分証明書 / 旅券に代わり発行 / 琉球列島米国民政府 / 亜米利加合衆国政府」と金色の箔押しがされている。いずれも前述の「日本渡航証明書」よりも印字が判別しやすい状態で保存されている。

表紙裏側には、本人の署名がない限り有効とならない旨の英文が印字され、所持者の住所・氏名、死亡時やトラブルの際の連絡先を英文で自著する欄がある。

1 ページ目には、発給番号とともに、表紙と同じ英文が印字されている。3点中2点には「Official」と「公用」の朱印が押印されている。

2 ページ目には、英文で「本籍地 / 生年月日 / 職業 / 身長 / 身体的特徴 / 同伴する子の氏名・生年月日 / 本人の署名」を記入する欄がある。

7 ページ目には、2 ページ目の内容が日本語で記されている。

3 ページ目には、琉球列島高等弁務官は琉球に居

住する〇〇（本人自著）が必要な時には法的な援助と保護を得られることを要請する。との英文が印字されている。さらに米国民政府担当者のスタンプとサイン、発給年月日が記されている。また、ページの半分を占める大きさで、鷲の浮き彫りが入った朱色の星状シールが貼り付けられている。

6 ページ目には、3 ページ目の内容の日本語訳文として「訳文」右の琉球住民に対し通路故障なく旅行させ且／つ必要な保護扶助を与えられるよう、その筋／の諸官に要請する。／〇〇〇〇年〇月〇日／琉球列島高等弁務官」と印刷されている。

4 ページ目には、当該人物の上半身写真が添付されている。

5 ページ目には、「身分証明書に関する注意」が英文で印字されている。

－：NOTICE：－

1. This Certificate is issued in lieu of a passport and guarantees the bearer the unconditional right of re-entry into the Ryukyu Islands administered by the United States of America.

2. The bearer of this Certificate, while traveling abroad, may request assistance and protection from the nearest United States Embassy or Consulate, under current Department of State instructions.

3. This Certificate is not valid unless signed by the person to whom it has been issued.

4. This Certificate, properly visaed, is valid for travel in all countries unless otherwise restricted.

5. This Certificate shall cease to be valid upon the bearer's return to the Ryukyus, unless otherwise stated.

6. This Certificate shall cease to be valid if the bearer fails to leave the Ryukyus within one year from the date of its issue or its latest revalidation.

最終ページには5 ページの内容の日本語訳が印字されている。

身分証明に関する注意

1. この身分証明書は旅券の代わりに交付されたもので、この交付を受けた者が米国の施政にある琉球

列島に無条件で再入域することを保証する。

2. 外国旅行中の者で、この証明書を所持する者は国務省の指令により最寄りの米国大使館又は領事館に保護援助を求めることができる。

3. 身分証明書の交付を受けた者は身分証明書面所定の場所に署名しなければならない。

4. この身分証明書は、特に定める場合を除き、渡航先国の査証を受けて、世界各国へ渡航することができる。

5. この身分証明書は、特に定める場合を除き、身分証明書の交付を受けた者が琉球列島に帰島したとき、身分証明書は効力を失う。

6. この身分証明書は、その発給の日又はその効力確認の日から一年以内に琉球列島を出域しない場合は、その効力を失う。



写真5：身分証明書（アメリカ合衆国政府発行）

(4) [身分証明書（日本政府総理府発行）]

日本人が外国へ行く際に必要な旅券（パスポート）は通常、外務省が発行するが、沖縄県以外に戸籍を置く日本国民がアメリカ施政権下の沖縄県に渡航する際には、旅券ではなく、日本政府が発行する「身分証明書」が必要であった。期限内なら何度でも出帰国できる「数次旅券」と、1回の渡航のみに使用できる「一次旅券」がある。また、身分証明書とは別に、入国査証（ビザ）に相当する「入域許可書」を米国民政府（高等弁務官）から受けなければならなかった。

<一次旅券>

1966年および67年発行のものが各1点。白色表紙の

7 ページ仕様である。

表紙は「身分証明書／日本政府総理府」の印字と「五七の桐花紋」の紋章が中央に配されている。

1 ページ目は、本人の署名と上半身写真が添付されている。

2 ページ目は、発給番号と次の文が印字されている。

本証明書添付の写真及び説明事項に該当する日本人〇〇〇〇は〇〇の目的で沖縄へ渡航するものであることを証明する。この証明書は本邦に帰国するまでの間有効である。昭和〇年〇月〇日 内閣総理大臣〇〇〇〇

3 ページ目は、説明事項として本籍、生年月日、同伴する子の氏名（続柄）、生年月日、交付官庁名を記入する。

4 ページから 6 ページは出入スタンプを押すスペースである。

裏表紙には次の文が印字されている。

身分証明書に関する注意

1. 身分証明書は次の各号の一に該当する場合には、その効力を失う。
 - a. 身分証明書の名義人が、身分証明書の発行の日から一年以内に本邦を出国しない場合には、その一年を経過したとき。
 - b. 身分証明書の名義人が本邦に帰国した時。
2. 効力を失った身分証明書は本邦においては交付を受けた都道府県知事または内閣総理大臣に、南方地域においては南方連絡事務所の長に返納しなければならない。
3. 身分証明書を紛失し、または焼失した者は直ちに本邦においては交付を受けた都道府県知事または内閣総理大臣に、南方地域においては南方連絡事務所の長に届け出なければならない。届け出の後にその身分証明書を発見した場合においても、また、同様とする。
4. 身分証明書の交付を受けた者は、本邦を出国する前に必ず所定の予防接種を受け、予防摂取済証を携帯しなければならない。

<数次旅券>

1965年、66年、67年発行のものが各 1 点、深緑色のハードカバー 16 ページ仕様である。

表紙は「身分証明書／日本政府総理府」の文字と「五七の桐花紋」が金色で箔押しされている。

65年と66年発給の 2 点は名義人が同一でホチキスにより合本されている。縦14.8cm、横10.4cm。

表紙見返しは '65年資料は「内閣総理大臣臨時代理 国務大臣河野一郎」の記載と内閣総理大臣の印が、'66年資料は「那覇日本政府南方連絡事務所長山本良雄」の記載と印、'67資料は「内閣総理大臣佐藤栄作」の記載と印が押印されている。

1 ページ目には、数次往復証明書のスタンプ、発給番号とともに次の記載がある。「本証明書添付の写真及び説明事項に該当する日本人〇〇〇〇は「〇〇（目的）〇〇」渡航するものであることを証明する。この証明書は発行の日から 3 年間有効である。昭和〇〇年〇月〇日」。

2 ページ目には、説明事項として本籍、生年月日、同伴する子の氏名（続柄）、生年月日、交付官庁の朱スタンプがある。

3 ページ目には、本人の署名と上半身写真が添付されている。

4 ページ目には、一次旅券とほぼ同内容の身分証明書に関する注意が記載されている。ただ、失効するときとして、一次旅券は「身分証明書の名義人が本邦に帰国した時。」であるが、数字旅券では「身分証明書に記載された有効期間が経過したとき。」とする点が異なる。

5 ページ目以降は出入スタンプの押印ページである。



写真 6：身分証明書（日本政府総理府発行）

4. おわりに

以上、当館が収蔵するアメリカ統治下で使用されたパスポートについてその概要を記した。資料は全てが寄贈によるもので、現在でも年に1～2件程度の寄贈の申し出がある。

その多くはすでに紹介した1960年代の「日本渡航証明書」であり、当館でも複数所蔵しているので丁重に受贈を辞退するか、ハンズオン展示で利用できるように「学芸資料」としての受け入れでよいか打診している。パスポートは復帰前を語るときに最も利用される資料であり、自宅で保管されている方も少なくない、しかし、若い世代は実物を見たことがない人も多いので、効果的に展示したり手に取れるような工夫をしていきたい。